

守谷市屋外広告物条例 事務処理の手引き 改訂版

令和3年10月

守谷市都市整備部都市計画課

はじめに

私たちの身の回りには、ポスターや立看板、お店の広告塔やビルの屋上利用広告など、大小を問わず多種多様な屋外広告物があります。

屋外広告物は、情報を伝達するという機能にとどまらず、まちの景観形成に与える影響が非常に大きいものです。無秩序に掲出されると、広告としての本来の役割を果たさないばかりか、都市や自然の景観を阻害する大きな要因となりますが、優れたデザインや、ルールに沿って掲出された屋外広告物は、賑わいを創出したり、街並みに彩りを与えるなど、まちの良好な雰囲気を作り出す要素となります。

また、設置や管理が適切に行われることで、道路交通の危険や落下、倒壊などによる思わぬ災害を未然に防止することができます。

このため、守谷市では、「守谷市景観計画」に即して制定した「守谷市屋外広告物条例」に基づき、屋外広告物について必要な規制を行っています。

この冊子は、守谷市内で屋外広告物を掲出する場合のルールや運用について、屋外広告物に携わる方や市民の皆さんに理解を深めていただくことを目的として作成したものです。

目次

● 屋外広告物の定義・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 2
● 禁止物件・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 3
● 禁止広告物等・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 3
● 禁止地域等・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 4
● 屋外広告物特別規制地区・・・・・・・・	P. 7
● 許可地域・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 7
● 許可と許可基準・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 8
● 適用除外となる屋外広告物・・・・・・・・	P. 22
● 許可申請の手続き・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 27
● 屋外広告物の点検・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 29
● 屋外広告物の管理・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 30
● 違反に対する措置・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 31
● 違反に対する罰則・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 32
● 経過措置・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 32

屋外広告物の定義

(☞屋外広告物法第2条第1項)

屋外広告物とは、「①常時又は一定の期間継続して、②屋外で、③公衆に表示されるものである、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの」をいいます。

建物などの外側に表示される文字やシンボルマーク、商標、写真、住宅の表札なども屋外広告物に含まれます。

具体的には次のとおりです。

①「常時又は一定の期間継続して」

一定の情報を伝達するという行為に、時間的・場所的継続性があることを意味します。一日のうち一定の時間のみの表示でも、それが継続的に一定の期間行われれば、該当します。

(例) 毎日営業時間中のみ店先に表示される看板等

⇒該当します

(例) 街頭で配布されるビラ等

⇒該当しません

②「屋外で」

建築物の外側にあることを意味します。

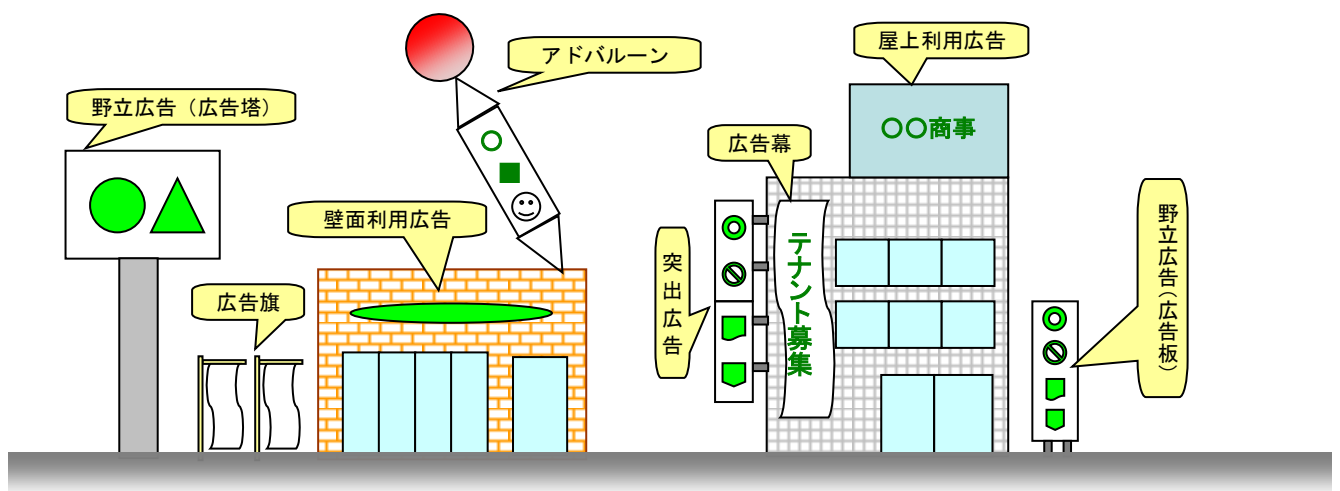
(例) 建築物や自動車のガラス部分に内側から貼り付けられた広告 ⇒該当しません

📌 窓面利用広告は、守谷市景観計画により景観形成重点地区内は禁止されています。市内全域に
memo おいても、窓面利用広告はできるかぎり避けてください。

③「公衆に表示されるもの」

単に不特定多数に対して表示するという意味ではなく、例えば駅の構内、野球場や遊園地内等に表示された看板等（駅などの外からは見えず、その中に入る者のみを対象としているもの）

⇒該当しません



※次のようなものは、屋外広告物に該当しません。

- 音響による宣伝
- 均一の色で塗った壁面
- サーチライトの光 など

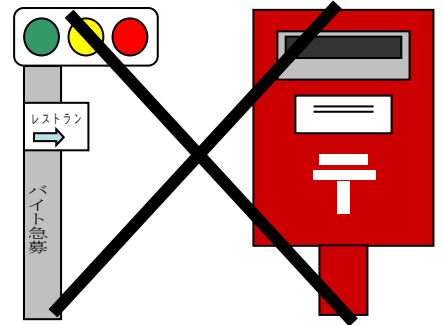
禁止物件

(☞ 条例第7条)

次のような物件には、原則として広告物の表示はできません。

屋外広告物を取り付けてはいけない物件

- 橋りょう，トンネル，高架の工作物，道路の分離帯
- 石垣，よう壁
- 街路樹，路傍樹
- 信号機，道路標識，カーブミラー，パーキングメーター，道路情報管理施設，歩道柵，駒止め，里程標
- 消火栓，火災報知機，火の見やぐら
- 郵便ポスト，電話ボックス，路上変電塔
- 送電塔，送受信塔，照明塔
- 煙突，風力発電施設，ガスタンク，水道タンク
- 銅像，神仏像，記念碑
- その他



貼り紙，貼り札，立看板などを取り付けてはいけない物件

- 電柱
- 街灯柱
- その他これらに類するもの（携帯電話アンテナ鉄塔やコンクリート柱など）

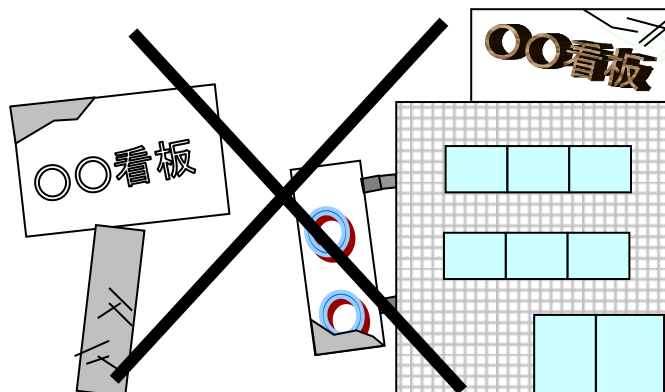
道路の路面には、広告物を表示できません。

禁止広告物等

(☞ 条例第8条)

次に掲げる広告物等は、どんな場合であっても表示することができません。

- 著しく汚染し，若しくはたい色したもの又は塗料等のはく離したもの
- 著しく破損し，又は老朽したもの
- 倒壊し，又は落下するおそれのあるもの
- 信号機，道路標識等に類似し，又はこれらの効用を妨げるおそれのあるもの
- 道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの



禁止地域等

(☞ 条例第 5 条, 規則第 2 条)

美しい自然景観や良好な街並みなど, 特に良好な景観の形成や風致の維持が必要で, 屋外広告物を表示することが好ましくない地域や場所等を, 禁止地域に定めています。

禁止地域では, 原則として屋外広告物を表示することはできません。

禁止地域は, 第 1 種禁止地域と第 2 種禁止地域とに区別されます。

【第 1 種禁止地域】

- 第一種低層住居専用地域, 第一種中高層住居専用地域, 生産緑地地区
- 市民農園整備促進法に規定する市民農園の区域 (※ 1)
- 文化財保護法の規定により指定された建造物及びその周囲で市長が指定する区域
- 茨城県文化財保護条例の規定により指定された建造物, 史跡, 名勝の区域並びに, 天然記念物の所在する境域並びにこれらの周囲で市長が指定する区域
- 守谷市文化財保護条例の規定により指定された建造物, 史跡, 名勝の区域, 天然記念物の所在する境域並びにこれらの周囲 50 メートルの区域 (※ 2)
- 茨城県自然環境保全条例の規定により指定された自然環境保全地域及び緑地環境保全地域 (ただし, 市長が指定する区域を除く) (※ 3)
- 市指定の保存緑地の区域, 保存樹木の境域並びにこれらの周囲で市長が指定する区域
- 高速自動車国道及び自動車専用道路の全区間並びに道路 (高速自動車国道及び自動車専用道路を除く) 及び鉄道の市長が指定する区間
- 都市公園法に規定する都市公園
- 官公署, 学校, 図書館, 公会堂, 公民館, 博物館, 美術館, 体育館, 病院及び公衆便所の建造物並びにこれらの敷地
- 社寺, 教会及び火葬場の建造物並びにこれらの境域
- 市長が良好な景観又は風致を維持するため必要があると認めて指定する地域又は場所 (※ 4)

平成 26 年 2 月 1 日現在の指定禁止区域等

(下記は平成 25 年 9 月 1 日現在の調査による)

※ 1 市民農園	守谷市高野瓜代農園 (高野)
※ 2 市指定文化財	史 跡・・・守谷城址 (本町), 一里塚 (赤法花) 小菅家住宅表門 (高野) 天然記念物・・・エノキ (野木崎), スダジイ (高野), ムクノキ (大木)
※ 3 県指定自然環境保全地域	香取神社 (野木崎)
※ 4 良好な景観や風致を維持するため 指定する場所	児童福祉施設の敷地

※指定禁止区域等は追加や変更される場合があるため, 屋外広告物の行為を行う場合は, 守谷市役所都市計画課に確認してください

【第2種禁止地域】

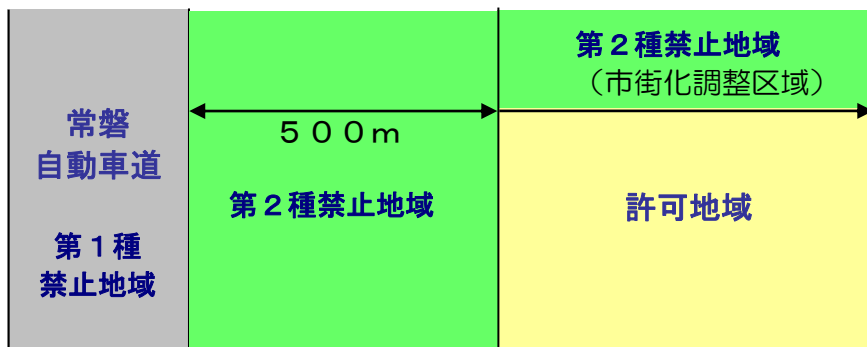
○市街化調整区域

○道路及び鉄道から展望できる地域で市長が指定する地域（☞告示による指定）

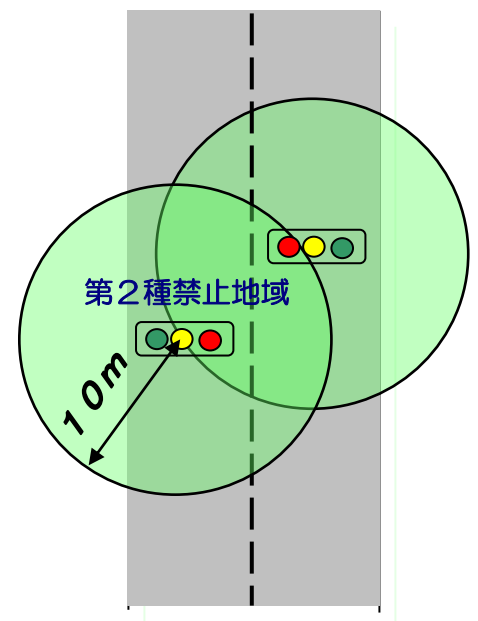
路線や場所	禁止区域の範囲
①常磐自動車道	敷地境界から500m以内
②国道	敷地境界から50m以内
③県道野田牛久線	野木崎地内県境から赤法花地内つくばみらい市行政界までの敷地境界から50m以内
④上記以外の道路	敷地境界から5m以内
⑤鉄道	敷地境界から100m以内
⑥信号機	半径10m以内

☞ ②, ③, ④, ⑤の沿線で, 第一種住居地域, 第二種住居地域, 準住居地域, 近隣商業地域, 商業地域, 準工業地域は, 禁止地域の範囲から除外されます。

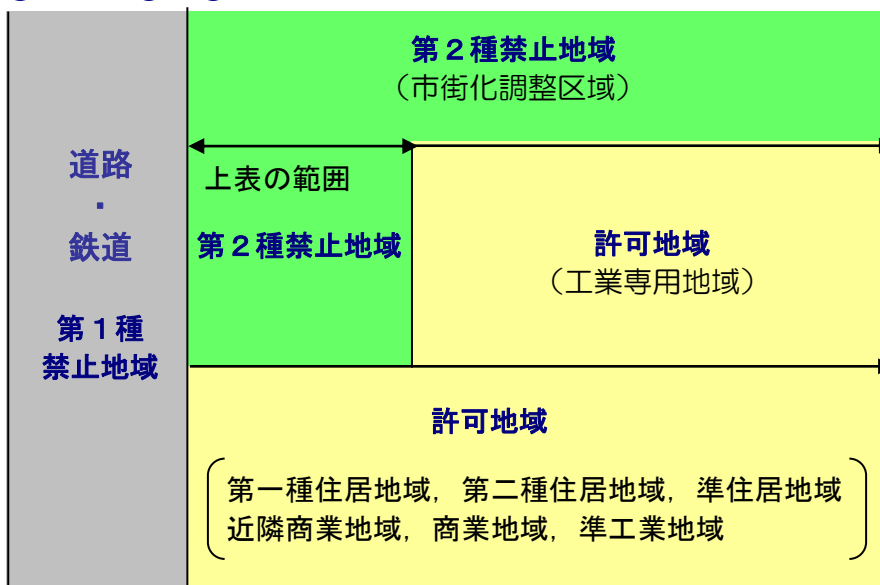
①常磐自動車道の沿道



⑥信号機から半径10m以内



①以外 (②~⑤) の沿道



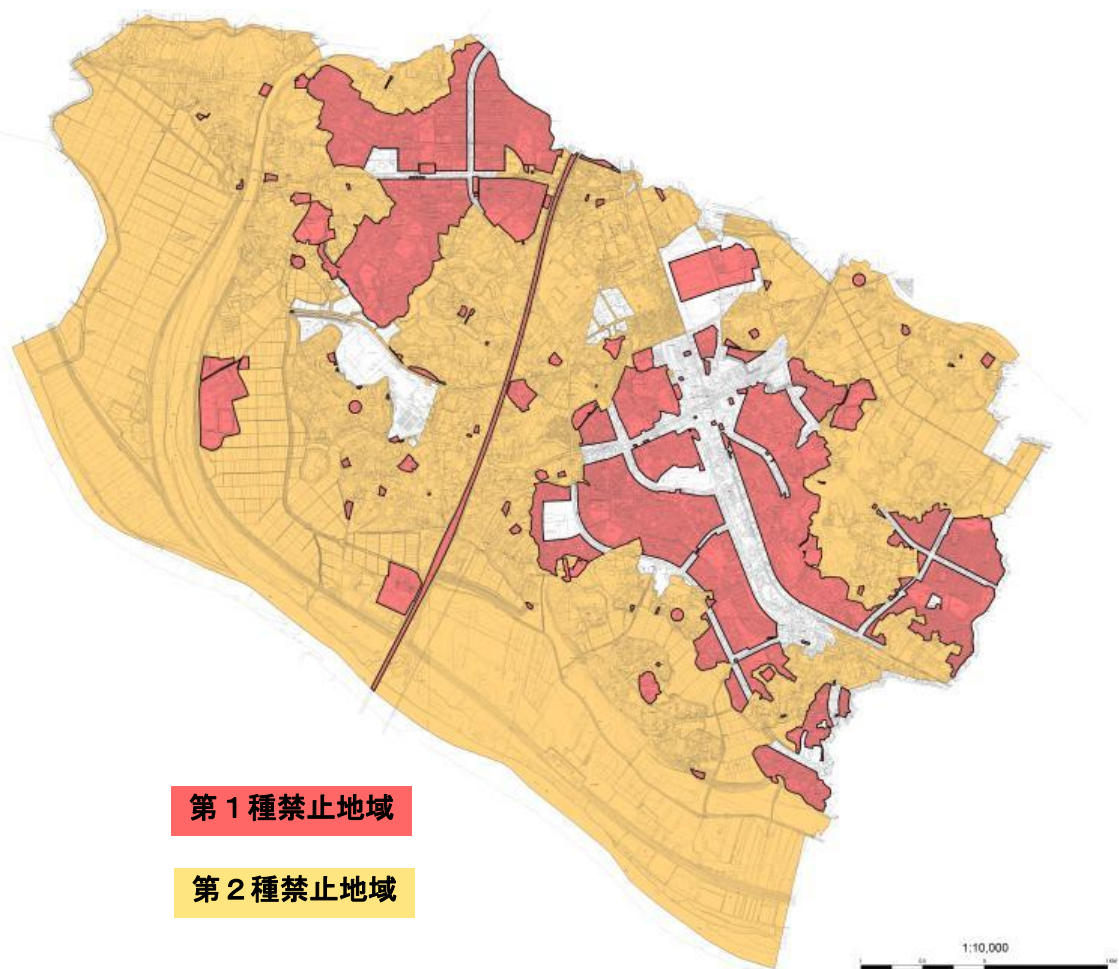
第1種禁止地域と第2種禁止地域の違い

第1種禁止地域と第2種禁止地域では、自家広告物（24頁参照）を表示するときの合計面積の上限に違いがあります。具体的には次のとおりです。（規則第8条、別表第5）

区分			自家広告物等の合計表示面積の基準
第1種禁止地域	建築物の延べ面積	1,000m ² 以下	15m ² 以下 (ただし、学校や病院等に係る広告物等は50m ² 以下)
		1,000m ² を超え 3,000m ² 以下	30m ² 以下 (ただし、学校や病院等に係る広告物等は50m ² 以下)
		3,000m ² を超え 6,000m ² 以下	60m ² 以下
		6,000m ² 超	90m ² 以下
第2種禁止地域			100m ² 以下



ただし、第1種禁止地域内の自家広告物の一広告物あたりの表示面積は15m²以下



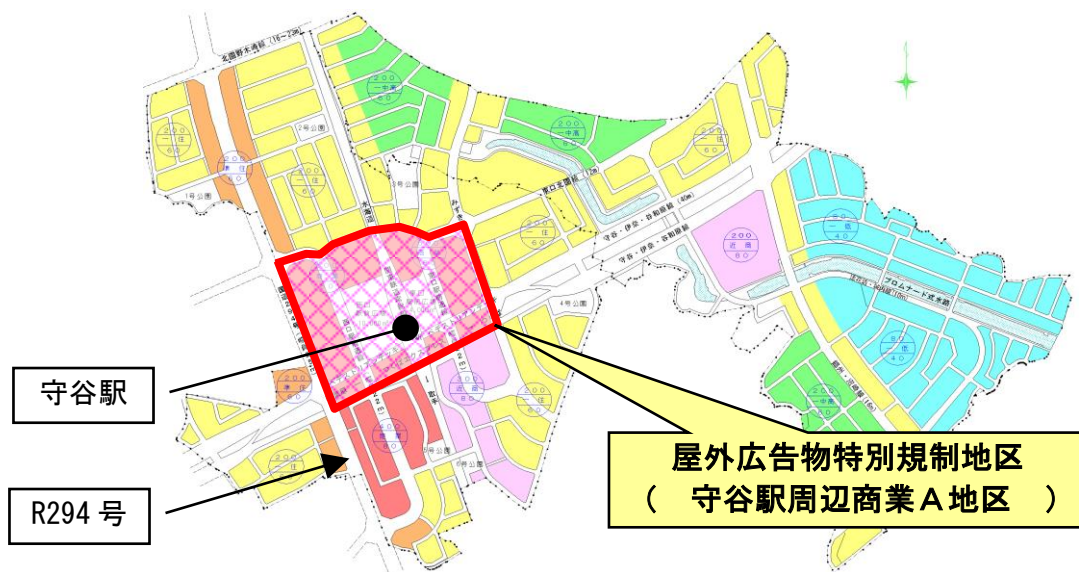
図は概略図です。詳細は守谷市役所都市計画課に確認してください。

屋外広告物特別規制地区

(☞ 条例第 6 条)

屋外広告物特別規制地区（以下「特別規制地区」といいます。）とは、景観を保全することが特に必要な地区において、屋外広告物について重点的に規制誘導を行う地区です。

平成 26 年 2 月 1 日現在、守谷市景観法の施行等に関する条例により景観形成重点地区として指定された守谷駅周辺商業 A 地区が、特別規制地区です。



許可地域

(☞ 条例第 9 条，規則第 2 条)

許可地域とは、禁止地域等及び特別規制地区以外の地域で、3 種類に分類されます。

- 【第 1 種許可地域】 第一種住居地域
- 【第 2 種許可地域】 第 1 種許可地域及び第 3 種許可地域以外の許可地域
- 【第 3 種許可地域】 商業地域

それぞれの許可地域の違い

○それぞれの許可地域で、屋外広告物の許可の基準が異なります。

○自家広告物（24 頁参照）を表示するときの合計面積の基準が異なります。

(☞ 規則第 4 条，別表第 2，5)

区 分	自家広告物等の合計表示面積の基準
第 1 種許可地域	150m ² 以下
第 2 種許可地域及び第 3 種許可地域	上限なし

許可と許可基準

(☞ 条例第9条, 15条, 規則第4条, 別表第2, 3)

許可地域及び特別規制地区において、広告物の表示等をしようとする者は、**市長の許可を受けなければなりません。**

また、屋外広告物を表示する場合は、その種類に応じて許可基準が定められており、この基準に適合しなければなりません。

① 許可地域の許可基準

それぞれの許可地域における許可基準は、「**共通基準**（すべての広告物に共通する基準）」と「**広告物の種類ごとの基準**」からなります。

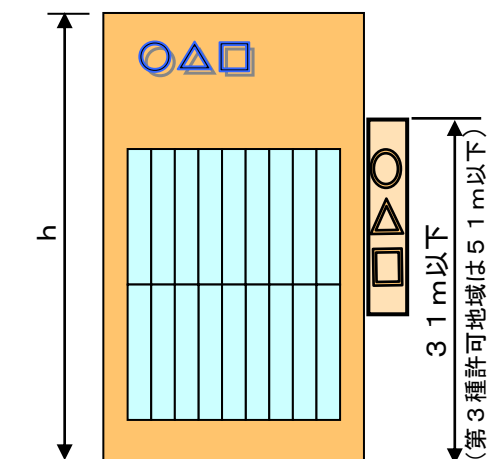
許可を受けるためには、広告物を設置する場所の許可地域の許可基準について、共通基準と該当する種類ごとの基準の両方を満たすことが必要です。

【1】 共通基準（すべての広告物に共通する基準）

(☞ 別表第2)

区分	第1種許可地域及び第2種許可地域	第3種許可地域
高さ	地上から広告物等の上端までの高さは 3.1m以下 かつ法律又は市条例で定める建築物の高さ（※）以下（壁面利用広告及びアドバルーンを除く）	地上から広告物等の上端までの高さは 5.1m以下 かつ法律又は市条例で定める建築物の高さ（※）以下（壁面利用広告及びアドバルーンを除く）
色彩及び意匠	1 文字、イラスト、その他これらに類するもの以外の部分に、広告物の表示面積の 4分の1を超えて彩度が1.2を超える色彩を使用しない 2 できる限り集約し裏面、側面、脚部等を広告表示面と調和する等、質の高いデザインとする	同左
表示及び設置	1 ネオン管等の照明を使用する広告物等は、屋間の良好な景観に必要な対策を講じること 2 激しく点滅したり照射範囲が動く照明を使用しない 3 蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用しない 4 映像表示広告は、一面の表示面積の合計は 5m²以下 とし、極度に強い光を放つものを使用しない	同左

【高さ】



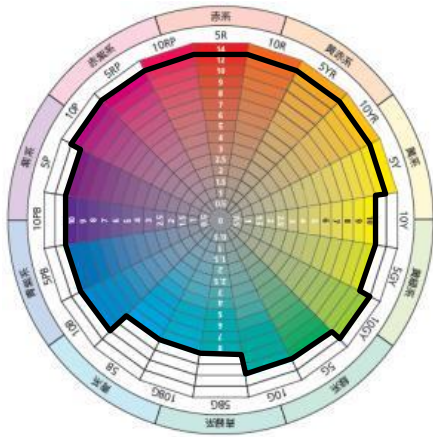
(※) 法律で定める建築物の高さの最高限度 h

高さ h	都市計画法に基づき定められた用途地域
1.0m	第一種低層住居専用地域
2.0m	第一種中高層住居専用地域, 第一種・第二種住居地域, 準住居地域, 近隣商業地域（守谷駅周辺一体型土地区画整理事業地内を除く）, 準工業地域
3.1m	守谷駅周辺一体型土地区画整理事業地内の第一種住居地域, 準住居地域

- ・上記の他、市条例（地区計画）で建築物の高さを制限している場合は、その高さを超えないこと
- ・壁面利用広告及びアドバルーンは除く

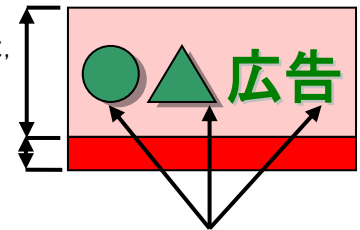
【色彩】

文字、記号、イラスト、その他これらに類するもの以外の部分に、マンセル表色系の彩度12を超える色彩を使用する場合は、表示面積の1/4以下とする。



彩度12以下の色彩は、
表示面積の3/4以上

彩度12超の色彩は、
表示面積の1/4以下

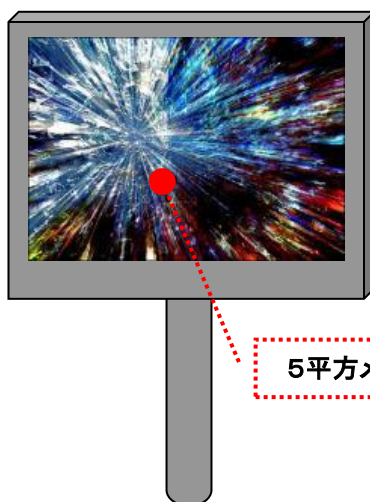


文字その他の具体的な図

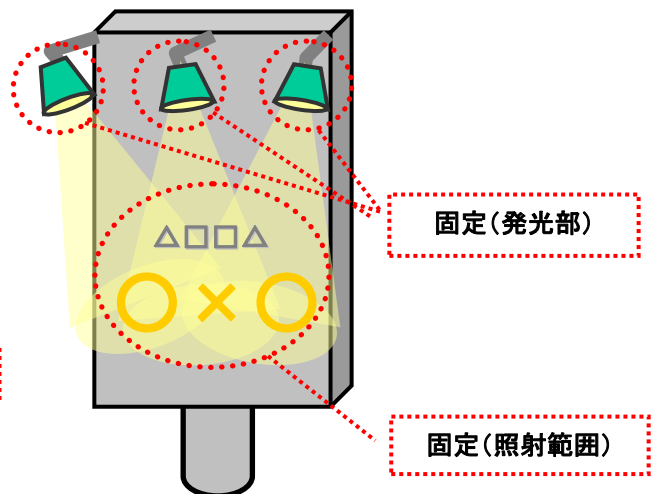
※実際のマンセル値による色彩とは異なる場合がある

memo マンセル表色系とは、日本工業規格（JIS）の Z8721 で定められた色彩を表現する尺度です。本市の屋外広告物に関する許可基準では、マンセル表色系の3属性（色相、明度、彩度）のうち、色の鮮やかさを示す「彩度」を用いています。

【表示及び設置】



5平方メートル以下



固定(発光部)

固定(照射範囲)

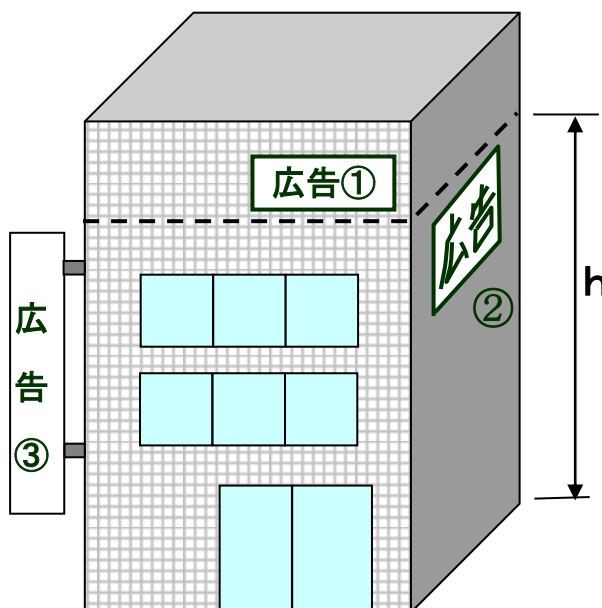
【2】広告物の種類ごとの基準（別表第2）

（1）建築物等を利用して表示する屋外広告物（建築物利用広告）

建築物利用広告の許可基準には、すべての建築物利用広告に共通する基準と屋上利用広告、突出広告などの種類ごとの基準があります。許可を受けるためには、共通する基準と種類ごとの基準を満たす必要があります。

①建築物利用広告の共通基準

区分	第1種許可地域 第2種許可地域	第3種許可地域
合計面積の上限	表示面積の合計が、壁面の合計面積（地上からの高さが3.1mを超える建築物は、3.1mまでの壁面の面積）の1/3以下	表示面積の合計が、壁面の合計面積（地上からの高さが5.1mを超える建築物は、5.1mまでの壁面の面積）の1/2以下
一面の表示面積の上限	一方向から見た表示面積の合計が、壁面の面積（地上からの高さが3.1mを超える建築物は、地上から3.1mまでの壁面の面積）の1/2以下	一方向から見た表示面積の合計が、壁面の面積（地上からの高さが5.1mを超える建築物は、地上から5.1mまでの壁面の面積）の2/3以下



第1種・第2種許可地域

表示面積の合計
 $①+②+③ \leq \text{壁面合計面積} \times 1/3$
ただし、 $h > 3.1\text{m}$ の場合
 $①+②+③ \leq 3.1\text{m}$ までの壁面合計面積 $\times 1/3$

一面の表示面積の合計
 $①+③ \leq 1 \text{ 壁面面積} \times 1/2$
ただし、 $h > 3.1\text{m}$ の場合
 $①+③ \leq 3.1\text{m}$ までの1壁面面積 $\times 1/2$

第3種許可地域

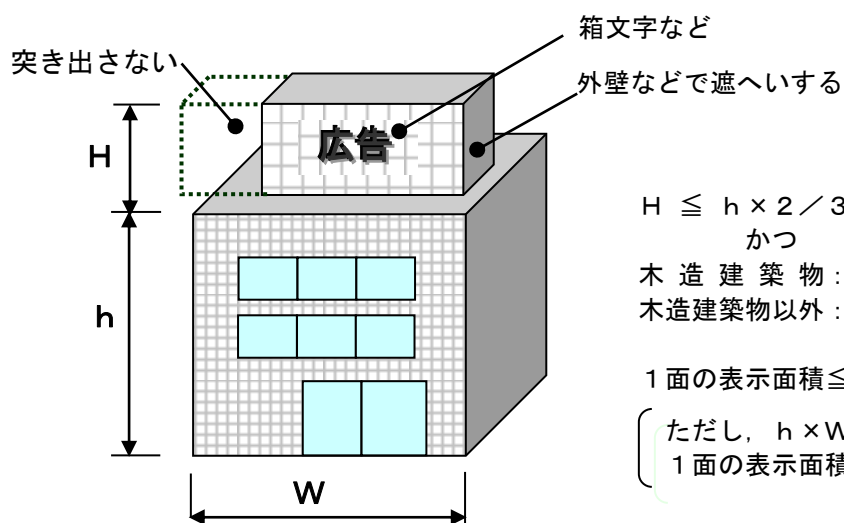
表示面積の合計
 $①+②+③ \leq \text{壁面合計面積} \times 1/2$
ただし、 $h > 5.1\text{m}$ の場合
 $①+②+③ \leq 5.1\text{m}$ までの壁面合計面積 $\times 1/2$

一面の表示面積の合計
 $①+③ \leq 1 \text{ 壁面面積} \times 2/3$
ただし、 $h > 5.1\text{m}$ の場合
 $①+③ \leq 5.1\text{m}$ までの1壁面面積 $\times 2/3$

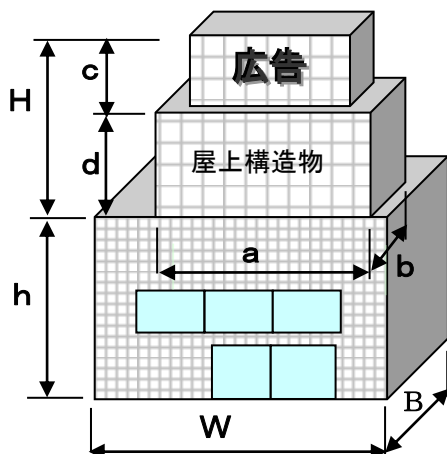
②屋上利用広告

区分	第1種許可地域・第2種許可地域・第3種許可地域（共通）
意匠	地色を壁面と同系統の色彩とすることや箱文字等（立体に加工した文字）とし、建物と一体感のあるデザインとすること
高さ	広告物等の高さは、建築物の高さの $2/3$ 以下で、かつ、 1 木造の建築物に設置する場合：4m以下 2 木造以外の建築物に設置する場合：6m以下
面積	1 一面の表示面積の合計は、その壁面の面積の $1/10$ 以下 2 壁面の面積の $1/10$ が 50m^2 以下のときは、 50m^2 以下
形状	屋上の端から突き出さないこと 広告物等の支柱や骨組みが露出しないように外壁等により遮へいすること
条件	自家広告物等または公共目的の広告物であること

 **memo** 屋上構造物（階段室、昇降機、塔、物見塔等の建築物の屋上部分）の上部に設置する場合、屋上構造物の高さは建築物の高さに含めず、広告物等の高さに含める。
 ただし、屋上構造物の水平投影面積の合計が屋上構造物の存する建築面積の $1/8$ を超え、かつ、屋上構造物が建築物の屋上の端から突き出していないときは除く。



<屋上構造物上部に設置する場合>



③壁面利用広告

区分	第1種許可地域・第2種許可地域・第3種許可地域（共通）
面積	一面の壁面の表示面積の合計は 50 m^2 以下、かつ、その壁面の面積の $1/5$ 以下
形状	壁面の外郭線から突き出さないこと 窓その他の開口部をふさがないこと

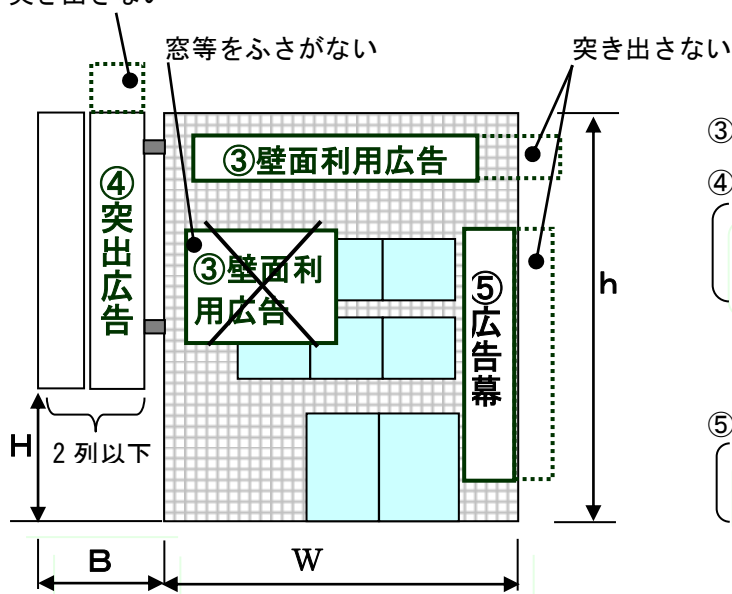
④突出広告

区分	第1種許可地域 第2種許可地域	第3種許可地域
出幅	壁面からの出幅 1 m 以下	壁面からの出幅 1.5 m 以下、かつ、道路部分に突き出している幅 1 m 以下
高さ	地上から下端までの高さ 1 歩道がある場合： 2.5 m 以上 2 車道歩道の区別がない場合： 4.5 m 以上	同左
形状	1 上端が外壁の上端から突出さないこと 2 一壁面につき2列以下とすること 3 厚さ 0.5 m 以下 4 同じ列に設置する場合は、出幅及び厚さを揃えること	同左

⑤広告幕

区分	第1種許可地域 第2種許可地域	第3種許可地域
面積	一面の壁面につき表示面積の合計 50 m^2 以下、かつ、その壁面の面積の $1/5$ 以下	一面の壁面につき表示面積の合計 100 m^2 以下、かつ、その壁面の面積の $1/5$ 以下
形状	1 窓その他の開口部をふさがないこと 2 壁面の外郭線から突き出さないこと	壁面の外郭線から突き出さないこと

突き出さない



$$③ \leq 50\text{ m}^2 \text{ 以下かつ } ③ \leq h \times W \times 1/5$$

$$④ B \leq 1\text{ m} \quad \text{厚さ} \leq 0.5\text{ m}$$

$$\left(\begin{array}{l} \text{第3種許可地域} \\ B \leq 1.5\text{ m} \\ \text{道路部分に突き出す幅} \leq 1\text{ m} \end{array} \right)$$

同じ列に設置する場合は出幅・厚さを揃える
歩道有： $H \geq 2.5\text{ m}$ 歩道無： $H \geq 4.5\text{ m}$

$$⑤ \leq 50\text{ m}^2 \text{ 以下かつ } ⑤ \leq h \times W \times 1/5$$

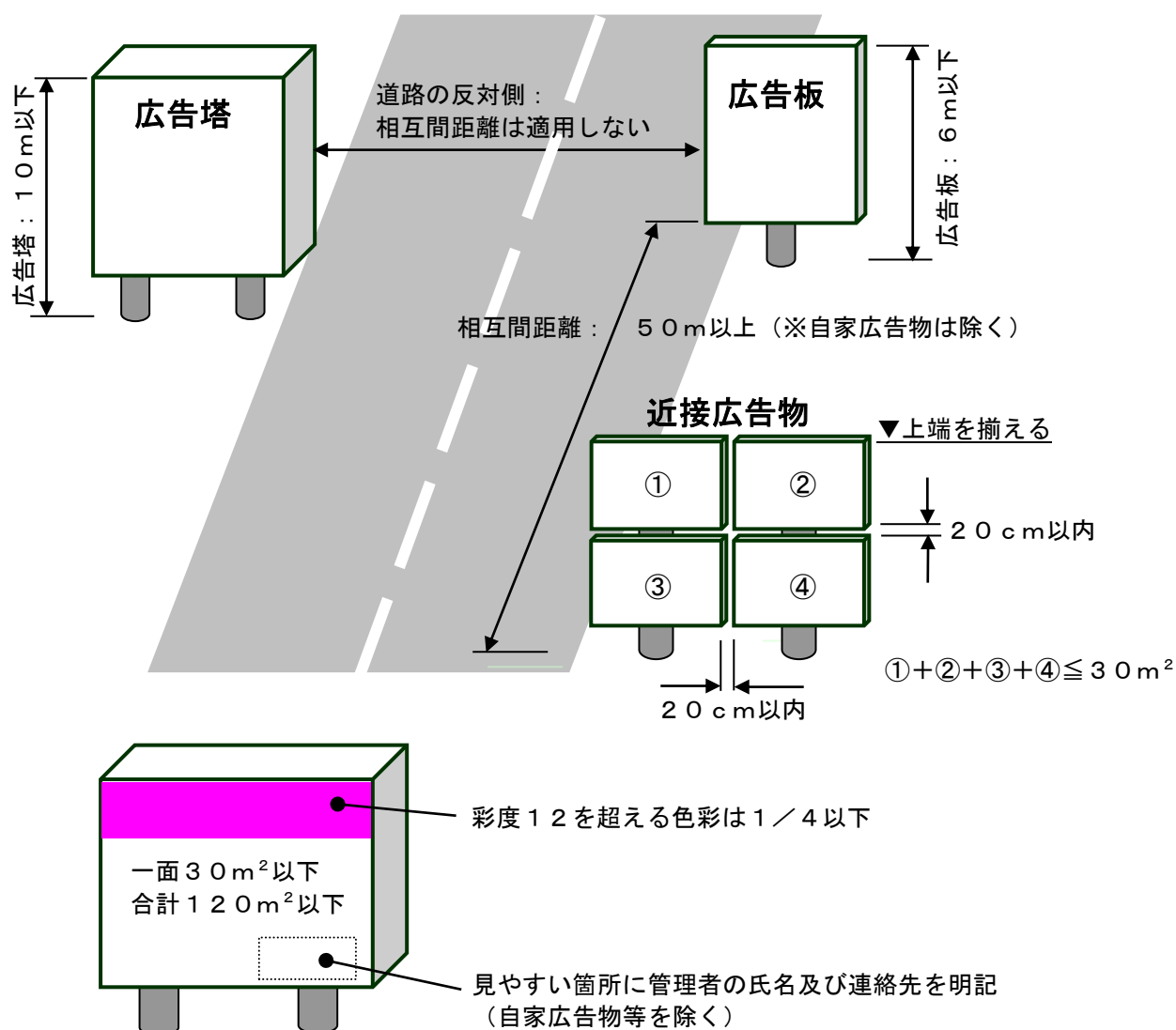
$$\left(\begin{array}{l} \text{第3種許可地域} \\ ⑤ \leq 100\text{ m}^2 \text{ 以下かつ } ⑤ \leq h \times W \times 1/5 \end{array} \right)$$

(2) 野立広告

区分	第1種許可地域・第2種許可地域・第3種許可地域（共通）
面積	1 一面の表示面積 30 m^2 以下 2 近接広告物の同一の表示方向の一面の表示面積の合計 30 m^2 以下 3 一基の広告物の合計表示面積 120 m^2 以下
位置	広告物等（自家広告物等を除く）の相互間の距離は、道路及び鉄道の沿線で 50 m 以上 ただし、当該道路の反対側に設置する場合は除く
高さ	地上から上端までの高さ 1 広告塔： 10 m 以下 2 広告板： 6 m 以下
意匠	1 見やすい箇所に管理者の氏名及び連絡先を明記すること ただし、自家広告物等を除く 2 彩度12を超える色彩は表示面積の $1/4$ 以下

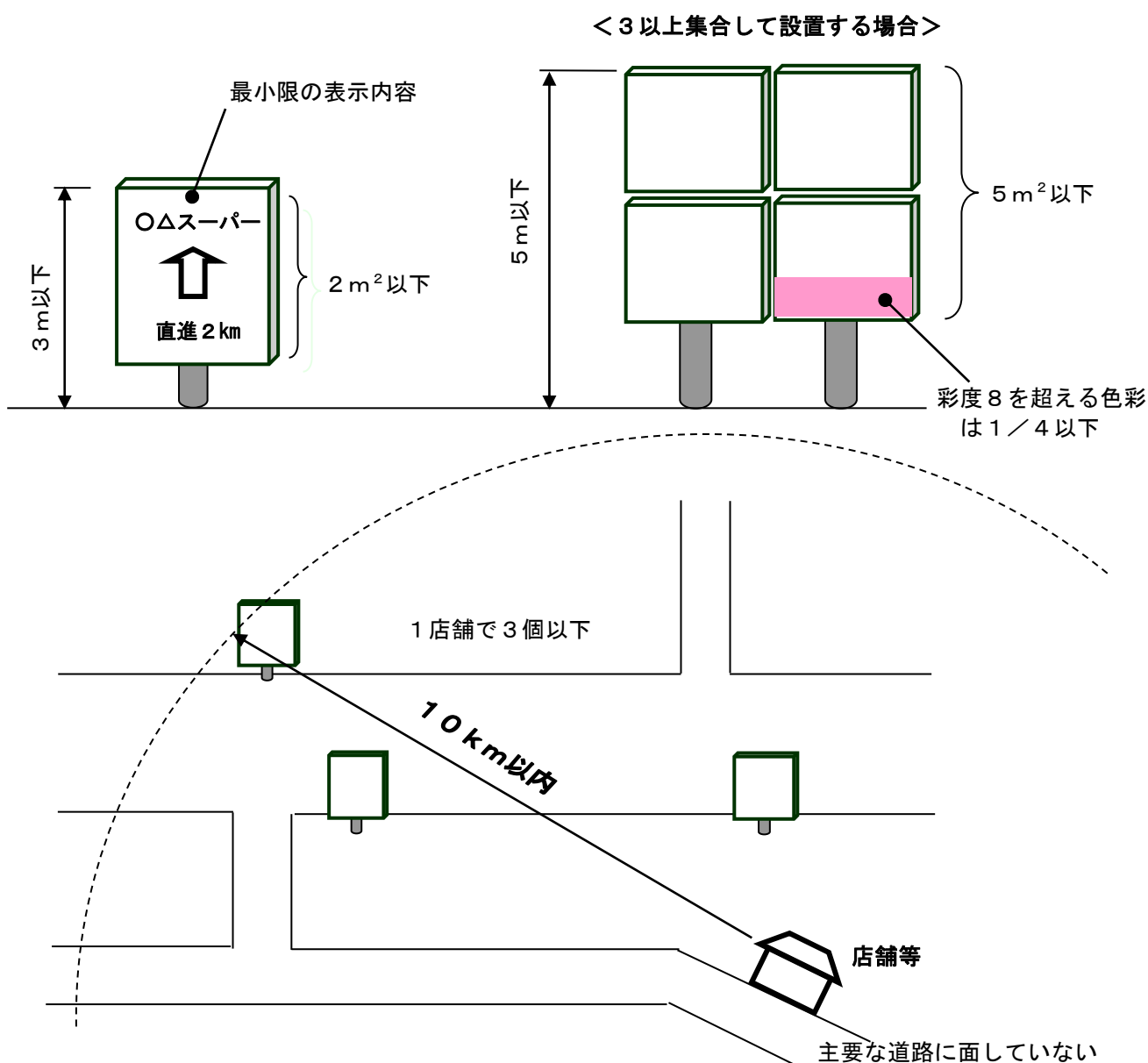
近接広告物とは

 広告物相互間の距離が 20 cm 以内で、各広告物の表示方向及び地上からの高さの上端を揃えるなど、一面に見えるよう配慮した広告物



(3) 近隣店舗等案内広告

区分	第1種許可地域・第2種許可地域・第3種許可地域（共通）
面積	一面の表示面積 2 m^2 以下（店舗、工場、事業所等が3以上集合して設置する場合は、 5 m^2 以下）
高さ	地上から上端までの高さ 3 m 以下（店舗等が3以上集合して設置する場合は、 5 m 以下）
数量	設置個数は一店舗等につき3個以下とすること。
条件	1 広告物を設置する場所から 10 km 以内の店舗等の案内誘導であること 2 店舗等が主要な道路に面していないなど、設置がやむを得ないと認められるもの 3 表示内容が、名称・方向・距離等、案内誘導のために必要な最小限のもの 4 信号機を中心とした隔離半径を 5 m 以上とすること
意匠	1 ネオン、点滅する照明、回転灯、映像等表示広告を使用しない 2 蛍光、発光又は反射を伴う塗料や材料を使用しない 3 彩度8を超える色彩は表示面積の $1/4$ 以下 4 広告物の見やすい箇所に管理者の氏名及び連絡先を明示する



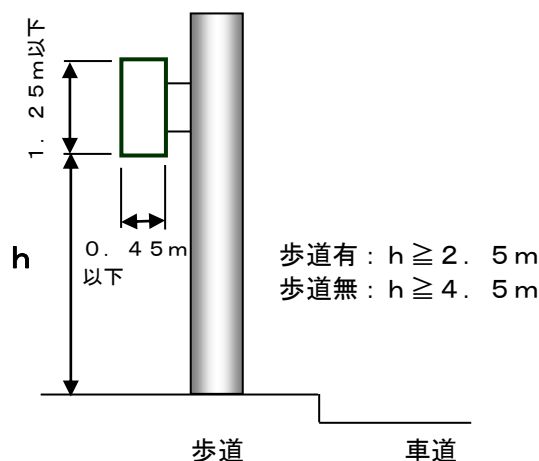
(4) 電柱袖付広告

区分	第1種許可地域・第2種許可地域・第3種許可地域（共通）
大きさ	縦：1. 2.5m以下 横：0. 4.5m以下
位置	1 地上から下端までの高さ 歩道：2. 5m以上 歩車道の区別がない場合：4. 5m以上 2 歩道と車道の境にある電柱等に取り付ける場合は、歩道に突き出すこと
意匠	1 蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用しない 2 案内や誘導を目的とする広告であること

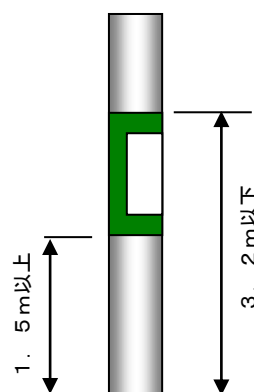
(5) 電柱巻立広告及び電柱塗装広告

区分	第1種許可地域・第2種許可地域・第3種許可地域（共通）
位置	地上から1. 5m以上、3. 2m以下に表示
意匠	1 電柱1本につき電柱巻立広告と電柱塗装広告をあわせて表示しない 2 蛍光、発光、反射を伴う塗料又は材料を使用しない 3 案内や誘導を目的とする広告であること

<電柱袖付広告>



<電柱巻立広告及び電柱塗装広告>



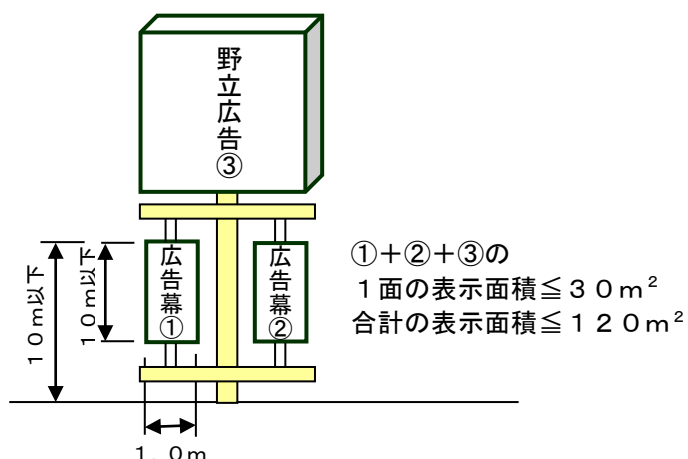
(6) 建築物等以外の物件を利用して表示する広告幕

区分	第1種許可地域・第2種許可地域・第3種許可地域（共通）
条件	1 長さ：10m以下 幅：1m以下 2 一物件につき3枚以下 3 地上から上端までの高さ：10m以下 4 自家広告物に限る 5 野立広告と併せて表示する場合は、野立広告と合わせた一面の表示面積30m ² 以下、かつ、表示総面積120m ² 以下

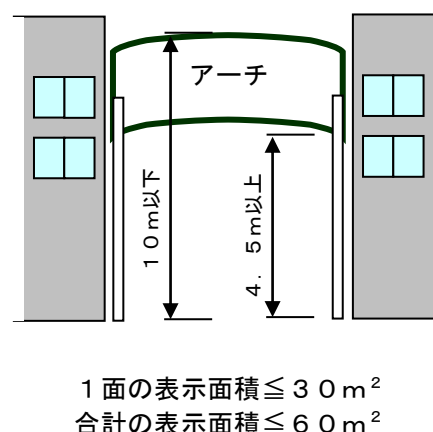
(7) アーチ

区分	第1種許可地域・第2種許可地域・第3種許可地域（共通）
面積	一面の表示面積：30m ² 以下 表示総面積：60m ² 以下
位置	1 地上から柱脚以外の部分（広告物を含む）の下端までの高さ：4.5m以上 2 地上から上端（広告物の上端を含む）までの高さ：10m以下

<建築物等以外の物件を利用して表示する広告幕>

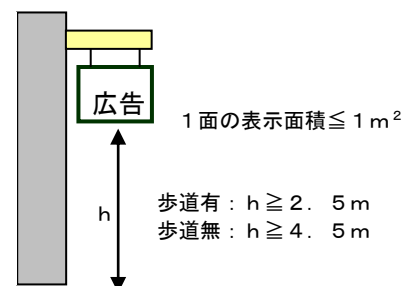


<アーチ>



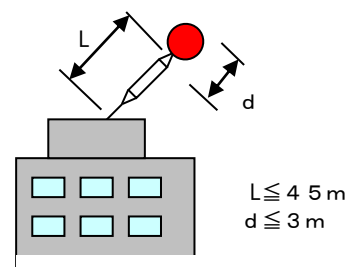
(8) つり下げ広告

区分	第1種許可地域・第2種許可地域・第3種許可地域（共通）
面積	一面の表示面積：1m ² 以下
位置	地上から下端までの高さ 歩道：2.5m以上 歩車道の区別のない場合：4.5m以上



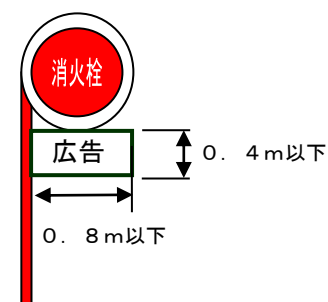
(9) アドバルーン

区分	第1種許可地域・第2種許可地域・第3種許可地域（共通）
大きさ	気球の直径：3m以下 掲揚綱の長さ：45m以下



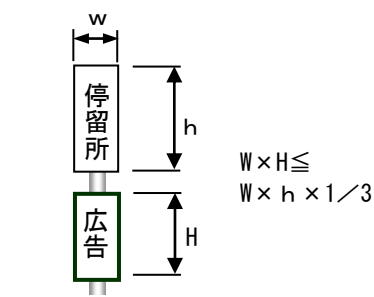
(10) 消火栓標識広告

区分	第1種許可地域・第2種許可地域・第3種許可地域（共通）
大きさ	縦：0.4m以下 横：0.8m以下
意匠	1 標識板の下部の突出方向は標識板と同一方向とする 2 案内や誘導を目的とする広告であること



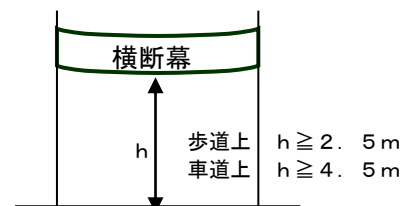
(11) バス停留所標識広告

区分	第1種許可地域・第2種許可地域・第3種許可地域（共通）
面積	表示面積は停留所表示板の表示面の1/3以下
意匠	案内誘導を目的とする広告であること



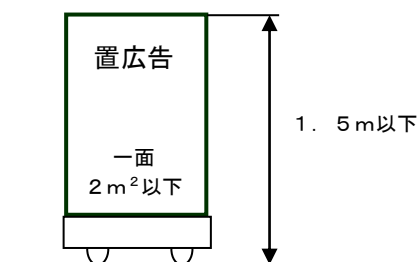
(12) 横断幕

区分	第1種許可地域・第2種許可地域・第3種許可地域（共通）
位置	地上から下端までの高さ 歩道上：2.5m以上 車道上：4.5m以上



(13) 置広告

区分	第1種許可地域・第2種許可地域・第3種許可地域（共通）
面積	一面の表示面積：2m ² 以下
位置	地上から上端までの高さ：1.5m以下
条件	自家広告物であること



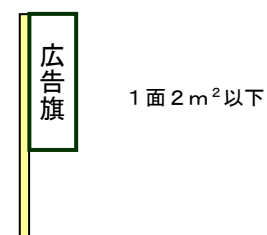
(14) 貼り紙又は立看板

区分	第1種許可地域・第2種許可地域・第3種許可地域（共通）
面積	表示面積：1m ² 以下



(15) 広告旗

区分	第1種許可地域・第2種許可地域・第3種許可地域（共通）
面積	表示面積：2m ² 以下



(16) 貼り札

区分	第1種許可地域・第2種許可地域・第3種許可地域（共通）
面積	表示面積：0.3m ² 以下

②特別規制地区の許可基準（別表第3）

特別規制地区の許可基準は、「**共通基準**（すべての広告物に共通する基準）」と「**広告物の種類ごとの基準**」からなります。また、この地区では**自家広告物以外は設置できません**。

許可を受けるためには、共通基準と種類ごとの基準の両方を満たすことが必要です。

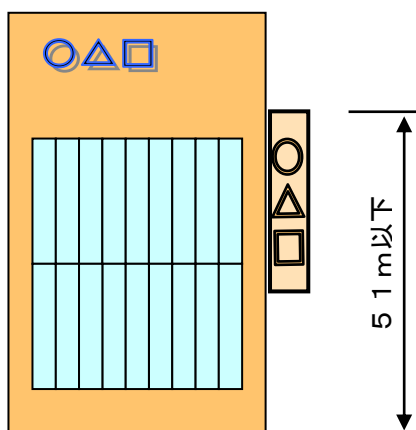
守谷駅周辺商業A地区

【1】 共通基準（すべての広告物に共通する基準）

（別表第3）

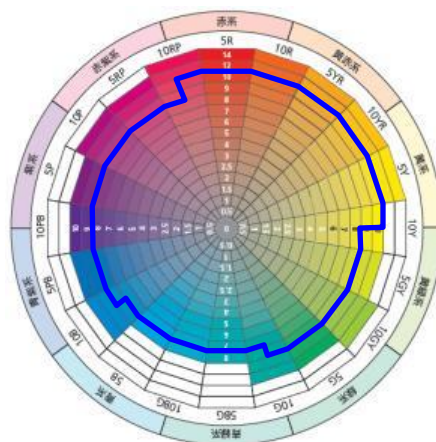
高さ	地上から広告物等の上端までの高さは 5.1m以下 （壁面利用広告及びアドバルーンを除く）
色彩及び意匠	- 文字、記号、イラスト、その他これらに類するもの以外の部分（地色）の彩度 - 色相O. 1R ~ 10Y：彩度10以下 - 色相O. 1GY ~ 10G及び色相O. 1PB ~ 10RP：彩度8以下 - 色相O. 1BG ~ 10B：彩度7以下 - できる限り集約化し、裏面、側面、脚部等を広告表示面と調和する等、質の高いデザインとする
表示及び設置	- ネオン管等の照明を使用する広告物等は、昼間の良好な景観に必要な対策を講じること - 激しく点滅したり照射範囲が動く照明を使用しない - 蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用しない - 映像表示広告は、一面の表示面積の合計は2m²以下とし、極度に強い光を放つものを使用しない - 自家広告物であること

【高さ】



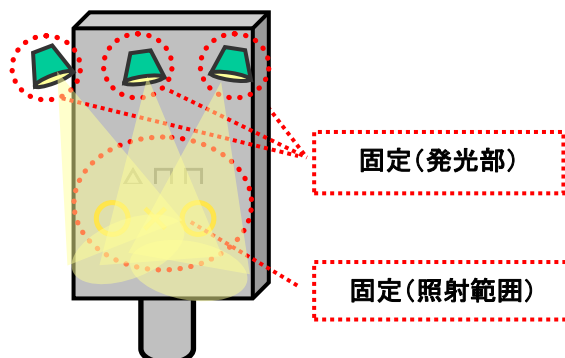
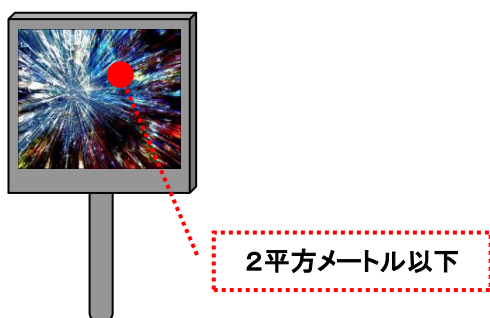
【色彩】

地色のマンセル表色系の彩度



※実際のマンセル値による色彩とは異なる場合がある

【表示及び設置】



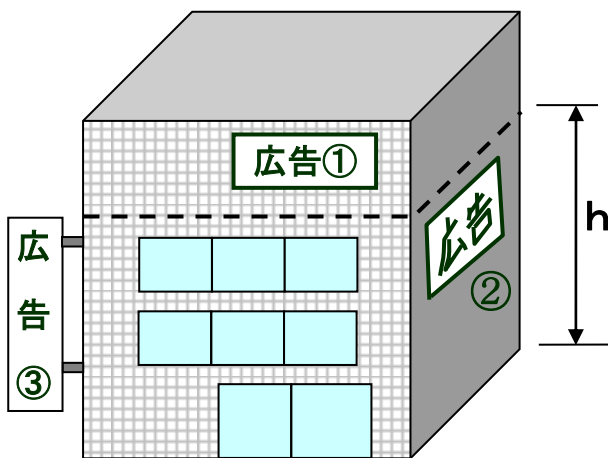
【2】広告物の種類ごとの基準（別表第3）

（1）建築物等を利用して表示する屋外広告物（建築物等利用広告）

建築物等利用広告の許可基準には、共通基準と屋上利用広告、突出広告などの種類ごとの基準があります。許可を受けるためには、共通基準と種類ごとの基準を満たす必要があります。

①すべての建築物等利用広告に共通する基準

- 1 表示総面積の合計が、壁面の合計面積（地上からの高さが5.1mを超える建築物は、5.1mまでの壁面の面積）の $1/3$ 以下
- 2 一方向から見た表示面積の合計が、壁面の面積（地上からの高さが5.1mを超える建築物は、地上から5.1mまでの壁面の面積）の $1/2$ 以下



表示面積の合計

$$\textcircled{1} + \textcircled{2} + \textcircled{3} \leq \text{壁面合計面積} \times 1/3$$

ただし、 $h > 5.1\text{m}$ の場合

$$\textcircled{1} + \textcircled{2} + \textcircled{3} \leq 5.1\text{mまでの壁面合計面積} \times 1/3$$

1面の表示面積の合計

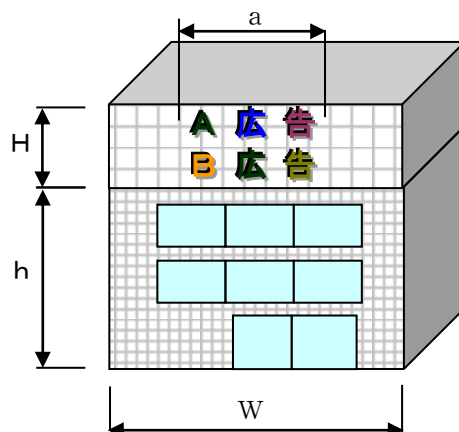
$$\textcircled{1} + \textcircled{3} \leq 1\text{壁面面積} \times 1/2$$

ただし、 $h > 5.1\text{m}$ の場合

$$\textcircled{3} \leq 5.1\text{mまでの1壁面面積} \times 1/2$$

②屋上利用広告

- 1 壁面に広告物を設置することができないやむを得ない理由があること
- 2 建物と一体感のあるデザインとなるように、次の条件を全て満たすこと
 - (1) 屋上全体が壁面と見えるように、パネル、フェンス、ルーバー等で全面を囲み、高さ6m以下とすること
 - (2) 地色を壁面と同系統の色彩とし、箱文字等を使用すること
 - (3) 一の広告主が使用する色彩は3色以内とすること
 - (4) 一面の表示面積の合計は 50m^2 以下
(壁面の面積の $1/10$ が 50m^2 未満の場合は、壁面の面積の $1/10$ 以下)

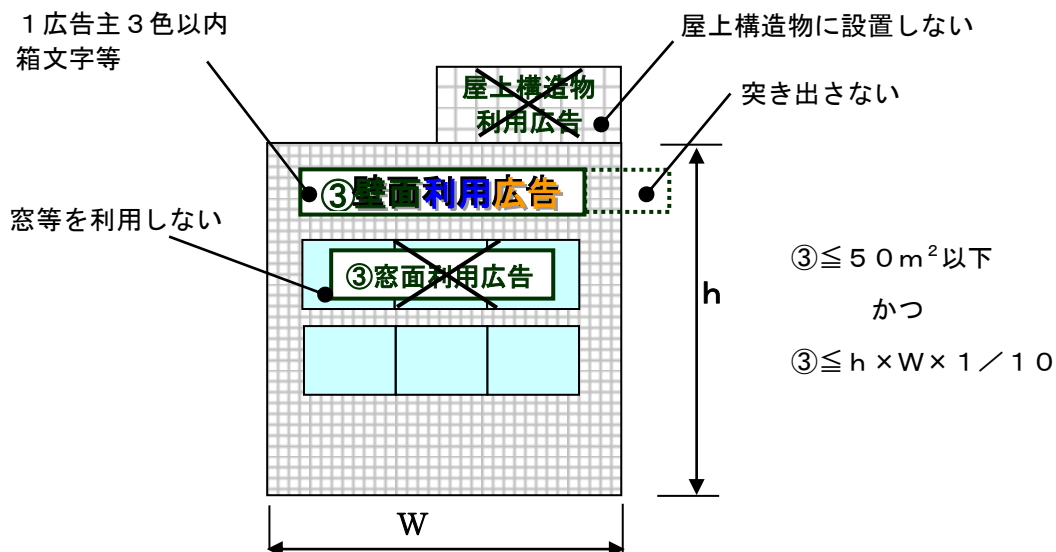


- ・ 屋上全体が壁面に見えるように、全面を囲む
- ・ 地色は壁面と同系統の色彩、箱文字など使用
- ・ 1広告主3色以内
- ・ $H \leq 6\text{m}$
- ・ $H \times a \leq 50\text{m}^2$

$$\left[\begin{array}{l} h \times W \times 1/10 < 50\text{m}^2 \text{の場合} \\ H \times a \leq h \times W \times 1/10 \end{array} \right]$$

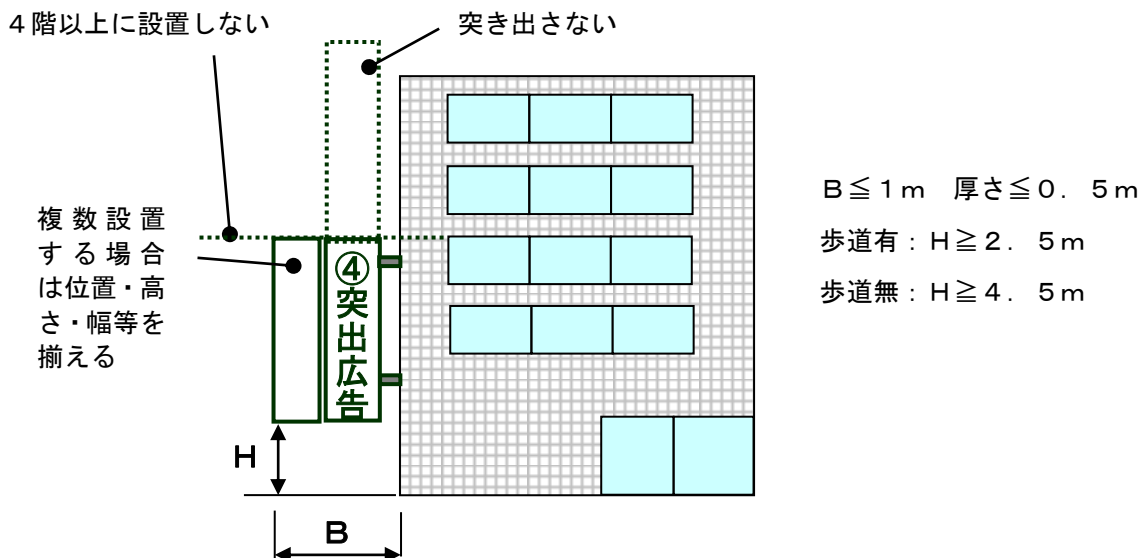
③壁面利用広告

- 1 一面の壁面の表示面積の合計は 50m^2 以下、かつ、その壁面の面積の $1/10$ 以下
- 2 壁面の外郭線から突き出さないこと
- 3 窓その他の開口部を利用しないこと
- 4 屋上構造物に設置しないこと
- 5 一の広告主が使用する色彩は3色以内とすること
- 6 箱文字等を使用すること
(複合施設等の場合は、箱文字等又は文字部分が箱文字等に見えるよう、内照式の広告等にする)



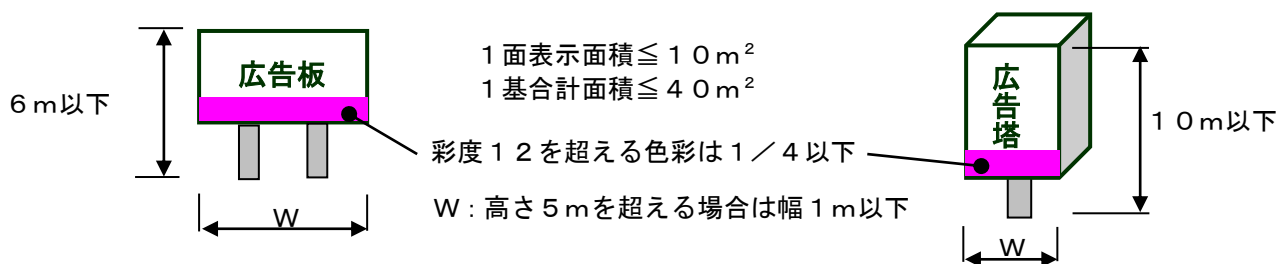
④突出広告

- 1 壁面からの出幅 1m 以下、厚さ 0.5m 以下
- 2 地上から下端までの高さ
歩道がある場合： 2.5m 以上
車道及び歩道の区別がない場合： 4.5m 以上
- 3 上端が外壁の上端から突き出さないこと
- 4 4階以上に設置しないこと
- 5 一壁面につき1箇所とすること
(位置や高さ、幅を揃えるなど、既設の突出広告と同一に見えるようにした場合、複数箇所設置可)

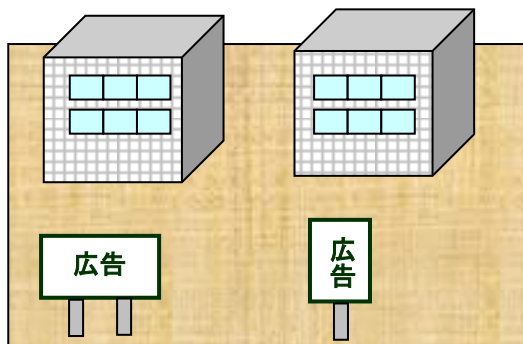


(2) 野立広告

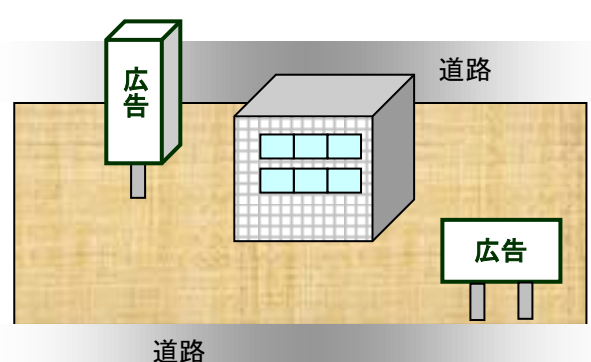
- 1 次の場合を除き、一の敷地につき1箇所
 - (1) 敷地に2以上の建築物（物置等を除く）がある場合は、その建築物数
 - (2) 敷地が2以上の道路に面している場合は、道路に面している敷地の面数
- 2 一面の表示面積：10m²以下
- 3 一基の広告物の合計表示面積：40m²以下
- 4 地上から上端までの高さは、次のとおりとする
 - (1) 広告塔：10m以下
 - (2) 広告板：6m以下
- 5 地上から上端までの高さが5mを超えるものは、幅を1m以下とすること
- 6 彩度12を超える色彩は表示面積の1/4以下
- 7 歩道にはみださないこと



【一敷地に2以上の建築物がある場合】



【敷地が2以上の道路に面する場合】



(3) 広告幕（建築物以外の物件を利用して表示するもの）

- 1 掲出期間：3月以内
- 2 長さ：10m以下 幅：1m以下
- 3 1物件につき3枚以下
- 4 地上から上端までの高さ：10m以下
- 5 野立広告と併せて表示する場合は、野立広告と合わせた一面の表示面積30m²以下、かつ、表示総面積120m²以下

(4) 貼り札

- 1 掲出期間：3月以内
- 2 表示面積：0.3m²以下

(5) その他の広告物等

第3種許可地域に定める基準に適合すること

適用除外となる屋外広告物（条例第10条，規則第6条～第11条）

社会生活を営むうえで最小限必要な広告物は，禁止地域や禁止物件であっても，広告物を設置することができます。

（１）禁止地域や禁止物件でも許可不要で表示できる屋外広告物（条例第10条第1項，第2項）

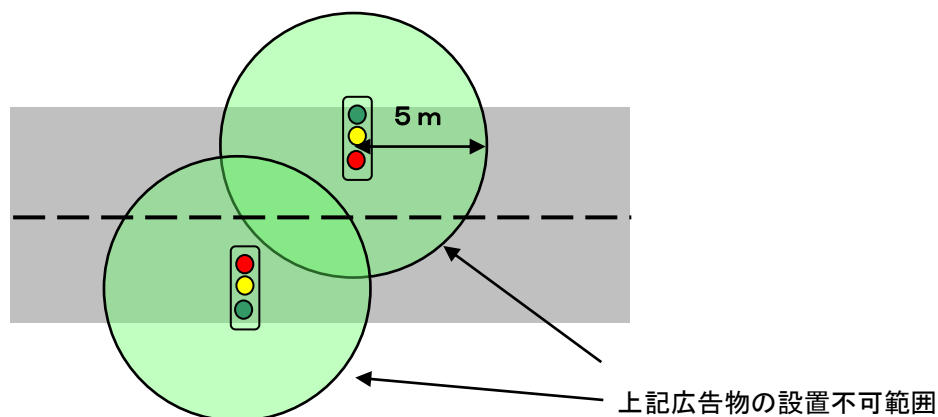
広告物の種類	禁止地域	禁止物件	許可	適用除外となる条件
法令の規定により表示するもの	○	○	不要	
国又は地方公共団体が公共的目的のため表示するもの	○	○	不要	
公職選挙法に基づく選挙運動のために表示するもの	○	○	不要	
自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示するもの	○	○	不要	・第1種，第2種許可地域の基準に適合すること ・合計表示面積：1m²以下
公益上必要な施設又は物件（防犯灯，ベンチ，くず入れ，吸殻入れ，花壇，フラワーポット）に寄贈者名等を表示するもの	○	○	不要	・施設等の表示面積が5m²以上の場合 ・・・0.5m²以下 〔施設等の表示面積×1/20<0.5m²の場合〕 ・・・施設等の表示面積×1/20 以下 ・施設等の表示面積が5m²未満の場合 ・・・0.25m²以下 〔施設等の表示面積×1/4<0.25m²の場合〕 ・・・施設等の表示面積×1/4 以下 ・表示箇所は，1施設等に1箇所 ・蛍光，反射を伴う塗料等は使用不可
煙突，ガスタンク等に表示する広告物で宣伝以外の内容を表示するもの	○	○	不要	
冠婚葬祭，祭礼等のため一時的に表示するもの	○	×	不要	・設置期間7日以内 ・慣習として一般に認められているもの
営利以外の目的で工事現場の板塀等に表示するもの	○	×	不要	
講演会，展覧会，音楽会等のため，会場の敷地内に表示するもの	○	×	不要	
電車又は自動車に表示面積15m ² 以下で表示するもの	○	×	不要	・車体の窓等ガラス部分に表示しないこと ・蛍光，反射を伴う塗料等は使用不可
使用の本拠地が他市区町村にある自動車に，当該他市区町村の屋外広告物の規定に従い表示するもの	○	×	不要	
人，動物，車両（電車又は自動車を除く），船舶，航空機等に表示するもの	○	×	不要	
地方公共団体が設置する公共掲示板に表示するもの	○	×	不要	
公益上やむを得ないと認められるもの	○	×	不要	・町内会，自治会，PTA，青少年育成団体，交通安全関連団体等が地域の安全や地域社会の公益を目的とするもの ・一面の表示面積：5m²以下 ・信号機から5m以上離すこと

(2) 禁止地域でも許可を受けて表示できる屋外広告物

(☞ 条例第10条第3項～第5項)

広告物の種類	禁止地域	禁止物件	許可	適用除外となる条件
電車又は自動車に表示面積 15m ² を超えて表示するもの	○	×	要	・ 車体の窓等ガラス部分に表示しないこと ・ 蛍光，反射を伴う塗料等は使用不可
近隣店舗案内広告	○	×	要	・ 許可地域の近隣店舗等案内広告の許可基準（14 項）に適合すること ・ 信号機を中心とした離隔半径：5m以上
道標，案内図板等の公共的目的をもつものや公衆の利便に供することを目的とするもの	○	×	要	・ 一面の表示面積：5m²以下 ・ 地上から上端までの高さ：5m以下 ・ 信号機を中心とした離隔半径：5m以上 ・ ネオン管や映像等表示広告，点滅照明，回転灯，蛍光や反射を伴う塗料等は使用不可 ・ 寄贈者名等の表示面積 - 案内図板の面積$\geq 1.25\text{m}^2$の場合 ・・・0.5m²以下 - 案内図板の面積$\times 1/5 < 0.5\text{m}^2$の場合 ・・・案内図板の面積$\times 1/5$以下 - 案内図板の面積$< 1.25\text{m}^2$の場合 ・・・0.25m²以下 - 案内図板の面積$\times 1/4 < 0.25\text{m}^2$の場合 ・・・案内図板の面積$\times 1/4$以下 ・ 広告物等の見やすい箇所に管理者の氏名及び連絡先を明示すること
電柱や街灯柱を利用するもの	第2種禁止地域は可	×	要	【電柱袖付広告】 ・ 許可地域の電柱袖付広告の許可基準（15 項）に適合すること ・ 信号機を中心とした離隔半径：5m以上 【電柱巻立広告及び電柱塗装広告】 ・ 許可地域の電柱巻立及び電柱塗装広告の許可基準（15 項）に適合すること ・ 信号機を中心とした離隔半径：5m以上

信号機からの距離



(3) 自家広告物

適用除外の広告物のうち、自己の氏名や店名、事業内容等を自己の住所や事業所等に表示する広告物を「自家広告物」といいます。

① 禁止地域や禁止物件でも許可不要で表示できる自家広告物

(☞ 条例第10条第1項第7号、規則第6条第4項)

【表示面積の合計】

- 許可地域・第2種禁止地域・・・10m²以下
- 第1種禁止地域・禁止物件・・・5m²以下
- 特別規制地区・・・2m²以下

【設置基準】

- 禁止地域の野立広告・特別規制地区の屋外広告物以外の広告物
・・・第1種・第2種許可地域の許可基準に適合すること
- 特別規制地区・・・特別規制地区の許可基準に適合すること

② 禁止地域でも許可を受けて表示できる自家広告物

(☞ 条例第10条第4項第1号、規則第8条)

【設置基準】 次の全てを満たすことが必要です。

- 第1種・第2種許可地域の許可基準に適合すること
- 第1種禁止地域では、一の広告物の表示面積は15m²以下
- 表示面積の合計は、下表の基準に適合すること

(☞ 別表第5)

第1種 許可地域	第2・3種 許可地域	第1種禁止地域		第2種 禁止地域
合計表示 面積	合計表示 面積	建築物の延床面積	合計表示面積	合計表示 面積
150m ² 以下	制限なし	1,000m ² 以下	15m ² 以下(学校・病院は50m ² 以下)	100m ² 以下
		1,000m ² 超 ～3,000m ² 以下	30m ² 以下(学校・病院は50m ² 以下)	
		3,000m ² 超 ～6,000m ² 以下	60m ² 以下	
		6,000m ² 超	90m ² 以下	

- 禁止地域の野立広告は、下表の基準に適合すること

(☞ 別表第6)

区分	第1種禁止地域	第2種禁止地域
面積	一基の広告物の合計表示面積：15m ² 以下	1 一面の表示面積：30m ² 以下 2 一基の広告物の合計表示面積：100m ² 以下
高さ	地上から上端までの高さ 1 広告塔：10m以下 2 広告板：6m以下	地上から上端までの高さ 1 広告塔：10m以下 2 広告板：6m以下
意匠	1 映像等表示広告を使用する部分の一面の合計表示面積：2m ² 以下 2 彩度12を超える色彩：表示面積の1/4以下	1 映像等表示広告を使用する部分の一面の合計表示面積：5m ² 以下 2 彩度12を超える色彩：表示面積の1/4以下

(4) 案内誘導広告板

指定路線では、第2種禁止地域であっても、案内や誘導を目的とする屋外広告物を表示することができます。このような広告物を「案内誘導広告板」といいます。

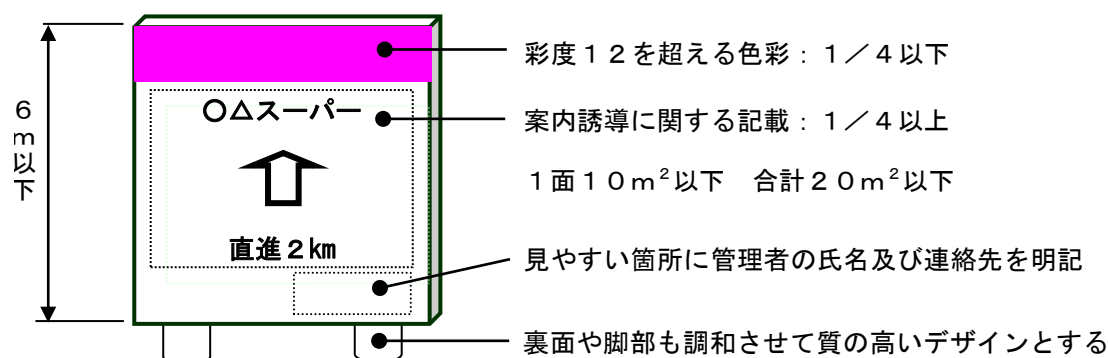
(☞条例第10条第6項)

【案内誘導広告板の基準】

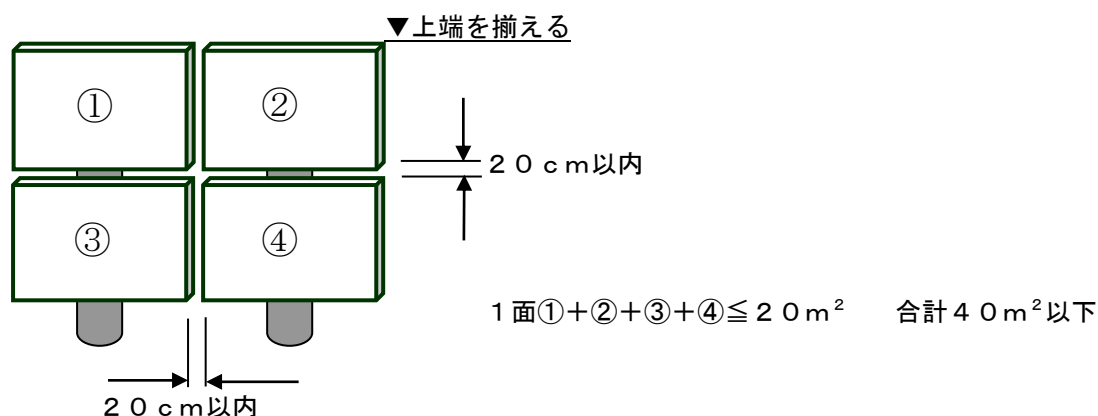
(☞別表第4)

面積	1 一面の表示面積：10m ² 以下 2 近接広告物（13項）の同一方向の一面の合計表示面積：20m ² 以下 3 一の広告物の合計表示面積：20m ² 以下 4 近接広告物の合計表示面積：40m ² 以下 5 案内や誘導に係る事項：一面の表示面積の1/4以上
表示及び設置	1 広告板であること 2 道路沿線の広告物等（自家広告物等を除く）相互間の距離：50m以上 ただし、既設案内誘導広告板の道路反対側に設置する場合や近接広告物は除く 3 道路境界から5m以上離すこと 4 信号機を中心とした離隔半径：10m以上 5 ネオン管や映像等表示広告、点滅照明、回転灯、蛍光や反射を伴う塗料等は使用不可 6 広告物の見やすい箇所に管理者の氏名及び連絡先を明示すること 7 1店舗につき3個以下
高さ	1 地上から上端までの高さ：6m以下 2 近接広告物は、上端の高さを揃えること
意匠	1 できる限り集約化し、裏面・脚部等を広告表示面と調和するなど、質の高いデザインとすること 2 彩度12を超える色彩は表示面積の1/4以下

【表示方法】

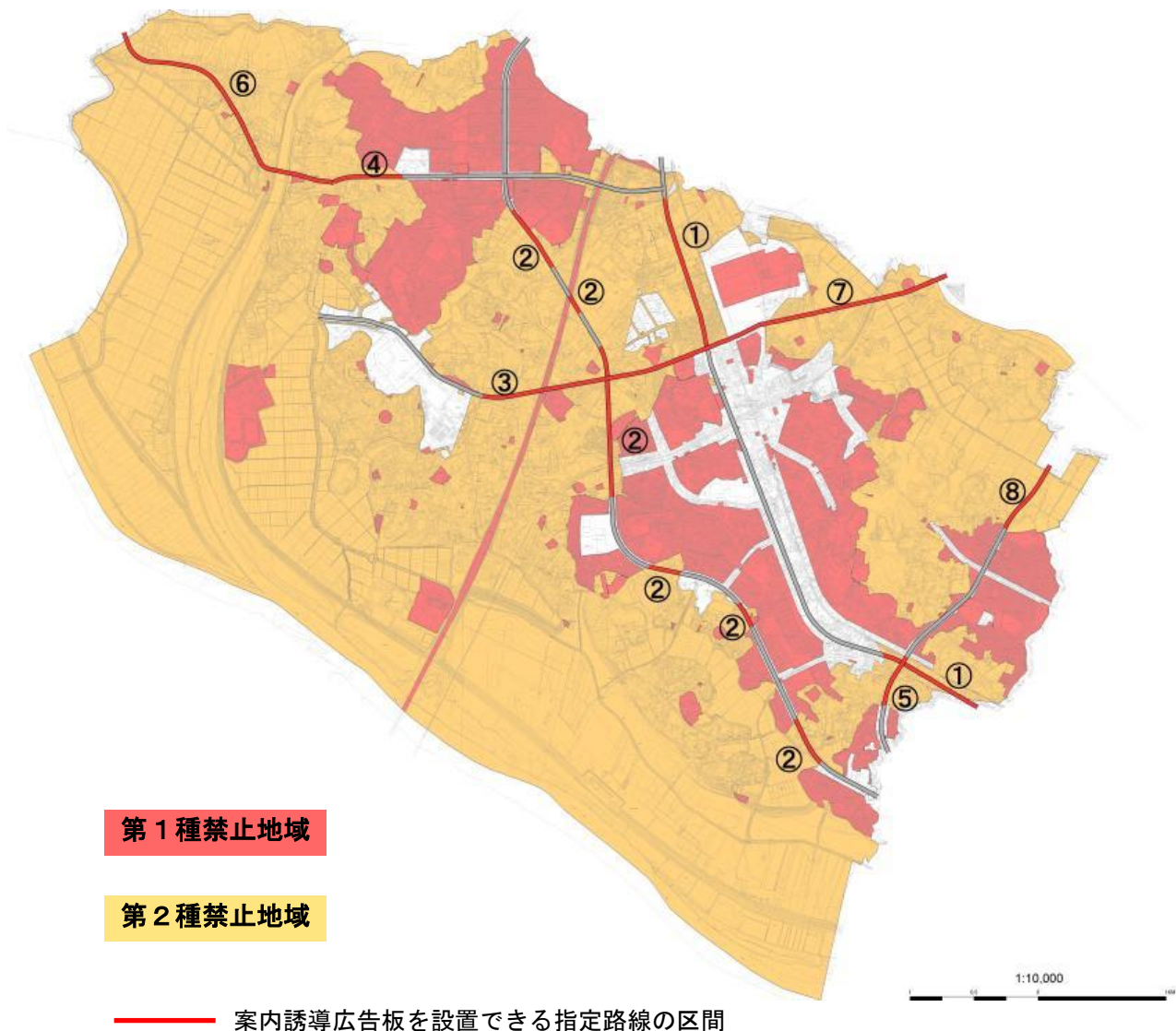


【近接広告物の表示例】



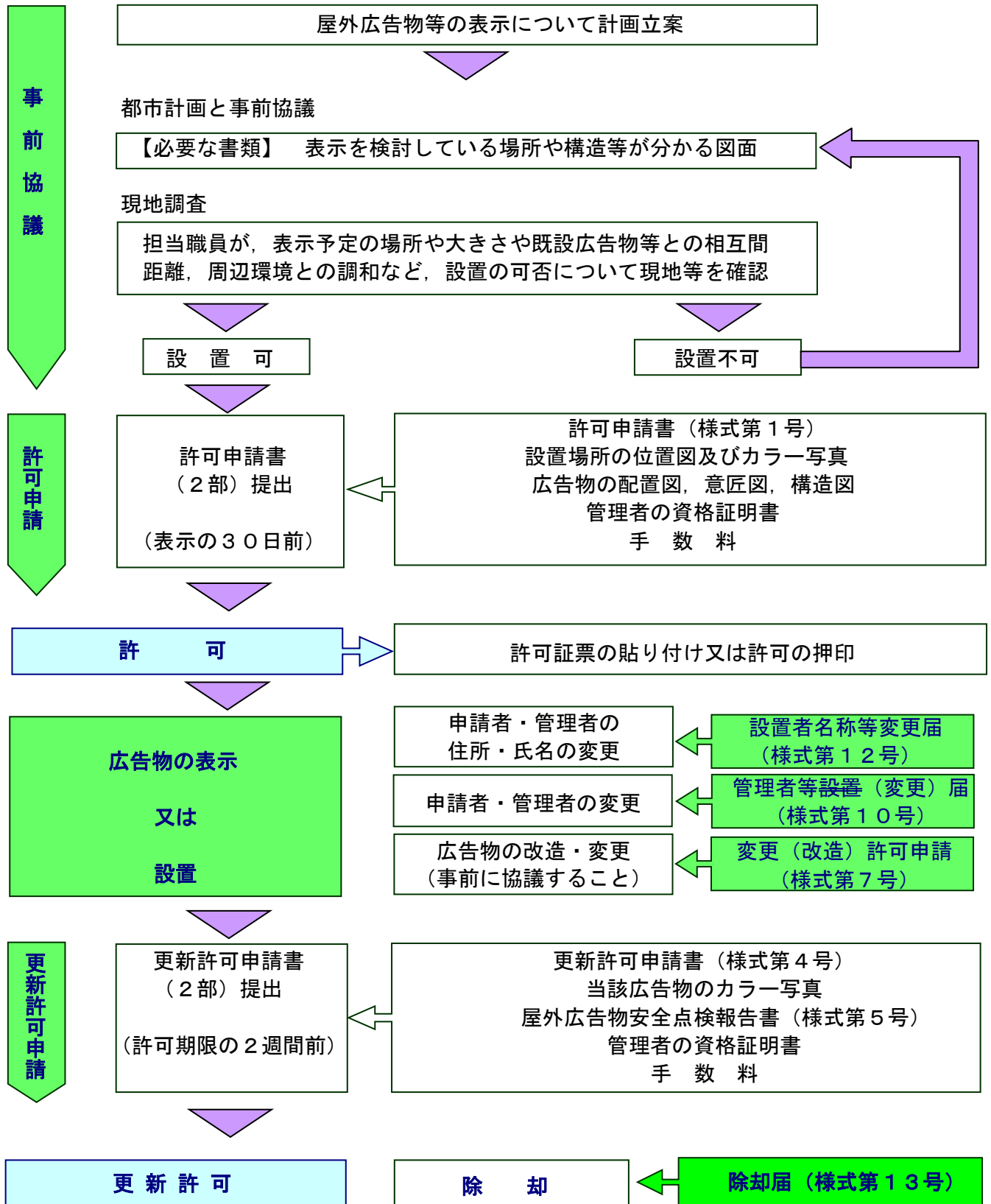
【案内誘導広告板を設置できる指定路線】（☞告示による指定）

- ① 取手守谷線（国道２９４号）の市街化調整区域
- ② 乙子北守谷線（常総ふれあい道路）の市街化調整区域
- ③ 北園野木崎線の市街化調整区域
- ④ 北守谷板戸井線（市道１０２号線）の市街化調整区域
- ⑤ 郷州戸頭線（市道１０３号線）の市街化調整区域
- ⑥ 県道取手豊岡線（北守谷板戸井線終点から常総市行政界までの区間）
- ⑦ 県道野田牛久線（北園野木崎線起点からつくばみらい市行政界までの区間）
- ⑧ 県道谷井田稲戸井停車場線（守谷市薬師堂下 4046 番地先から取手市行政界までの区間）



許可申請の手続き

守谷市内で屋外広告物及び掲出物件を表示または設置する場合は、守谷市都市計画課に許可申請の手続きをしてください。



その他の手続き

屋外広告物の許可申請手続きと併せて、他法令に基づく許可等が必要な場合があります。

① 他人の土地・物件等に表示する場合

個人や会社等の所有物、公共の施設等に屋外広告物を表示する場合には、あらかじめ所有者や管理者等の同意を得る必要があります。

② 他法令による手続きが必要な場合

工作物の高さが4mを超える場合・・・工作物の確認申請（建築基準法）

屋外広告物を道路上に表示する場合・・・道路占用の許可（道路法）

道路使用の許可（道路交通法）

③ その他

農地法、自然公園法、都市緑地法等による許可等が必要な場合があります。

許可手数料

屋外広告物を表示するため許可を申請するときは、許可手数料を支払う必要があります。更新許可の場合も同様です。

広告物等の種類	屋外広告物許可申請手数料
貼り紙（1件につき50枚までごとに）	300円/件
貼り札（1件につき10枚までごとに）	500円/件
立看板	300円/枚
広告板（照明使用）（1枚につき1m ² ごとに）	350円/m ² /枚
広告板（照明なし）（1枚につき1m ² ごとに）	300円/m ² /枚
広告塔（照明使用）（1枚につき1m ² ごとに）	350円/m ² /枚
広告塔（照明なし）（1枚につき1m ² ごとに）	300円/m ² /枚
アーチ（照明使用）（1基につき1m ² ごとに）	350円/m ² /基
アーチ（照明なし）（1基につき1m ² ごとに）	300円/m ² /基
電柱巻立広告、電柱塗装広告、電柱袖付広告	300円/枚
広告幕	800円/枚
つり下げ看板	450円/枚
標識広告	300円/枚
映像等表示広告	6,000円/基
アドバルーン	1,700円/個
近隣店舗等案内広告（照明使用）（1枚につき1m ² ごとに）	450円/枚
近隣店舗等案内広告（照明なし）（1枚につき1m ² ごとに）	400円/枚
車体利用広告（1枚につき1m ² ごとに）	300円/枚
広告旗	350円/枚
置広告（照明使用）	900円/基
置広告（照明なし）	800円/基
横断幕	800円/枚

許可期間

屋外広告物は、種類により許可期間が定められています。許可期間が1年以内又は3年以内の広告物は、管理者を置かなければなりません。（条例第19条第1項、規則第18条第1項）

（別表第1）

広告物等の種類	許可期間	管理者の設置
貼り紙、広告旗、横断幕、アドバルーン	1カ月以内	不要
立看板	3カ月以内	不要
貼り札、電柱巻立広告、電柱塗装広告、電柱袖付広告、広告幕 標識広告、つり下げ広告、	1年以内	必要
広告板、広告塔、アーチ、照明広告、映像等表示広告、車体利用広告 近隣店舗等案内広告、置広告	3年以内	必要

屋外広告物の点検

（条例第14条）

屋外広告物の許可更新の際に、有資格者による点検と報告書の提出が必要となります。

点検の対象

許可を受けて設置しているすべての屋外広告物が対象です。

点検を行うために必要な資格

① 高さが4mを超える広告塔・広告板

屋外広告士	建築士（一級、二級、木造）
屋外広告物点検技能講習修了者	特種電気工事資格者（ネオン工事に係る者に限る）

② 上記①以外で、守谷市屋外広告物条例により管理者を定めることとされている広告物 （高さ4m以下の広告塔・広告板・広告幕など）

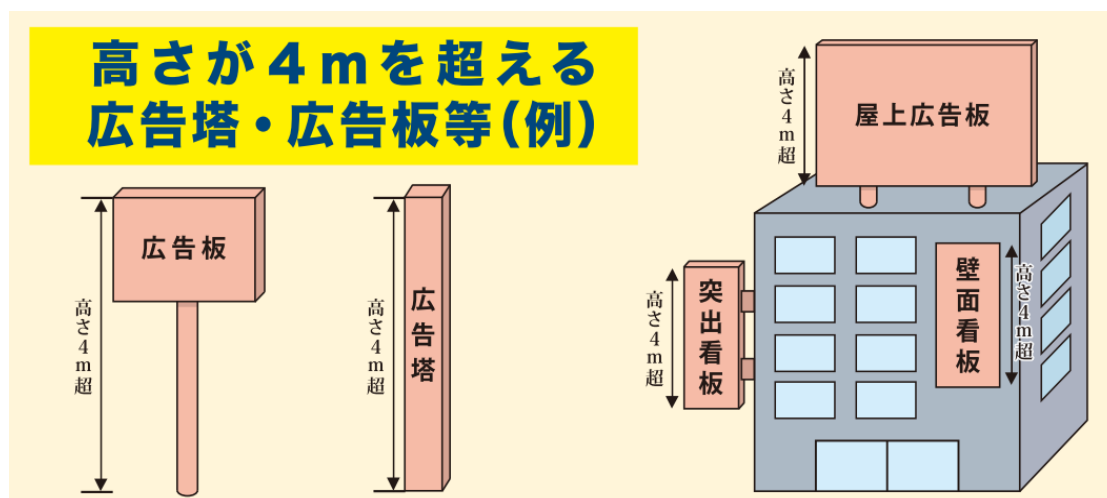
上記①に該当する者の他、

屋外広告業の登録を受けた者	広告美術仕上げに係る技能検定合格者
屋外広告物講習会修了者（他県等主催の講習会含む）	広告美術科に係る職業訓練修了者
広告美術仕上げに係る職業訓練指導員免許所持者	

- ③ 上記①，②以外の広告物（はり紙，はり札，立看板，広告旗，置広告などの簡易なもの）
 上記①，②に該当する者の他，
 ・ 広告物の所有者，占有者，その他当該広告物について権限を有する者

点検の方法・報告書の提出

目視・打診などにより点検し，「屋外広告物安全点検報告書（様式第5号）」を作成して設置許可の更新申請の際に提出してください。



屋外広告物の管理

（☞ 条例第19条，20条）

① 許可の表示

許可を受けて表示する屋外広告物には，許可の証票を貼付するか，許可の押印を受けなければなりません。（☞ 条例第17条，規則第17条）

② 管理義務

屋外広告物を表示する者や管理する者は，屋外広告物を良好な状態に保持するため，必要な補修や管理を怠らないようにしなければなりません。（☞ 条例第18条）

③ 管理者の設置

許可期間が1年以内又は3年以内の広告物を表示するときは，管理者を置かなければなりません。（☞ 条例第19条第1項，規則第18条第2項）

【管理者の要件】 管理者は，次のいずれかの要件に該当しなければなりません。

- 茨城県屋外広告物条例の規定による屋外広告業の登録を受けた者
- 都道府県，指定都市，中核市が開催する屋外広告物講習会の課程を修了した者
- 屋外広告士の資格を取得した者
- 広告美術仕上げに係る技能検定に合格した者
- 広告美術仕上げに係る職業訓練を修了した者

④ 除却

広告物の表示が必要なくなったときや、許可期間及び経過措置期間、許可の取り消しがあったときには、遅滞なく広告物を除却しなければなりません。(☞条例第 21 条)

屋外広告物を除却したときには、屋外広告物除却届書により市長に届け出なければなりません。(☞規則第 20 条)

⑤ 屋外広告業の登録

茨城県内で屋外広告業を営む者は、茨城県知事の登録が必要です。また、その営業所ごとに業務主任者を選任することが必要です。守谷市内で屋外広告物を設置するには、茨城県内の登録業者に依頼しなければなりません。(茨城県条例)

登録に関するお問い合わせの窓口は、茨城県都市計画課です。

違反に対する措置

(☞条例第 22 条～26 条)

許可の取り消し

市長は、許可を受けた者が、次のいずれかの要件に該当するときには、許可を取り消すことができます。(☞条例第 22 条)

- 許可に付した条件に違反したとき
- 違反した屋外広告物に対する勧告や設置の停止命令に従わなかったとき
- 虚偽の申請や不正な手段により許可を受けたとき

違反に対する措置の手順

① 勧告

違反広告物の設置者や管理者に対して、設置の停止や除却、その他良好な景観の形成や公衆に対する危害を防止するために必要な措置を**勧告**できます。(☞条例第 23 条)

② 公表

正当な理由もなく勧告に従わないときは、その旨を**公表**できます。(☞条例第 24 条)

③ 違反に対する措置 (1)

勧告に従わず公表された後、なお正当な理由もなく勧告による必要な措置をしなかったときは、勧告に係る措置を**命ずる**ことができます。(☞条例第 25 条第 1 項)

④ 違反に対する措置 (2)

公衆に対する危害防止のため必要と認めるときは、①～③にかかわらず、設置の停止や除却、その他良好な景観の形成や公衆に対する危害を防止するために必要な措置を**命ずる**ことができます。(☞条例第 25 条第 2 項)

違反者を確定できないとき



違反者を確定できないときは、市長自ら必要な措置を行うことなどできます。

memo

除却する場合は、5 日以上 の期限を定め、除却すべき旨 (期限内に除却しないときは市長又は市長が命じた者若しくは委任した者が除却する旨) を公告することになります。

(☞条例第 25 条第 3 項、第 4 項)

⑤ 違反広告物である旨の表示

③、④の措置を命じても、特別な理由がなく措置の履行期限経過後も従わない場合は、屋外広告物に違反広告物表示書を貼り付け、条例に違反する旨を表示できます。(☞条例第 26 条, 規則第 21 条)

簡易除却

市長は、違反広告物のうち、**貼り紙、貼り札、広告旗、立看板**を、市長自ら除却するなど簡易的に除却措置をとることができます。(☞屋外広告物法第 7 条第 4 項)

立入検査

市長は、条例施行上の必要な限度において、屋外広告物の設置者や管理者から報告や資料の提出を求めたり、市職員に屋外広告物が設置された土地や建物に立ち入り、屋外広告物の検査をさせることができます。(☞条例第 33 条)

違反に対する罰則

(☞条例第 39 条, 40 条)

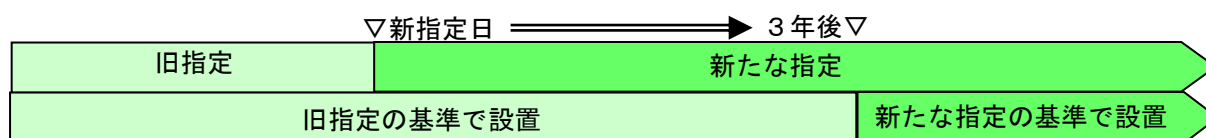
次のいずれかの要件に該当する者は、100万円以下の罰金に処されることがあります。

- 禁止地域や禁止物件の規定に違反して屋外広告物を表示したとき
- 許可を受けずに屋外広告物を設置したとき（適用除外広告物を除く）
- 経過措置期間や許可期間満了後も更新許可を受けずに屋外広告物を除却しなかった者
- 許可を取り消されたにもかかわらず屋外広告物を除却しなかった者
- 違反に対する措置命令に違反した者
- 条例施行上の必要な限度における報告をしなかった者または虚偽の報告をした者
- 条例施行上の必要な限度における立入検査を拒んだり妨げたりした者

経過措置

(☞条例第 11 条, 附則)

禁止地域、屋外広告物特別規制地区、禁止物件が指定（変更や追加等）されたときは、指定前に適法に表示されていた屋外広告物は、指定日から3年間は、指定前の基準で表示することができます。(☞条例第 11 条)



- 条例施行日までに、茨城県屋外広告物条例の規定により許可申請された件については、県条例の規定により扱います。
- 条例施行日までに、県条例の規定により適法に表示された屋外広告物は、施行日から耐用年数が満了する日までの期間、県条例の基準で表示することができます。

＜参考＞

金属製の構築物に類する広告（野立広告物等）	・・・ 20年
金属製以外の構築物に類する広告（野立広告物等）	・・・ 10年
金属製の器具等に類する広告（壁面利用広告等）	・・・ 10年
金属製以外の器具等に類する広告（壁面利用広告等）	・・・ 5年
耐用年数の残存期間が10年未満の広告	・・・ 10年

- 条例施行日までに、**屋外広告物特別規制地区で、表示合計面積 2m^2 を超え 10m^2 未満の自家広告物**を適法に表示している場合は、**条例施行日から3カ月以内に市長に届出**ことで、県条例の基準により、耐用年数が満了する日まで、許可不要で表示することができます。**届出ない場合は、 2m^2 を超える広告物は許可申請が必要**となります。

＜届出に記載する事項＞

- ①広告主の氏名・住所 ②所在地 ③設置の状態 ④その他市長が必要と認める事項

 memo

守谷市屋外広告物条例 事務処理の手引き

平成26年2月
令和3年10月（改訂）

〒302-0198

茨城県守谷市大柏950番地の1

守谷市 都市整備部 都市計画課

TEL 0297-45-1111

FAX 0297-45-2804

E-mail toshikei@city.moriya.ibaraki.jp

URL <http://www.city.moriya.ibaraki.jp/>